

津島のまちを守るために 冠水対策の強化に着手します

～雨水管理総合計画を作ります～

問合 都市整備課都市整備G ☎55-9687
上下水道部工務課工務G ☎55-9748



1 はじめに

近年、気候変動の影響により、全国各地で風水害による災害が激しさを増しています。

本市においても平成12年9月に発生した東海豪雨以来、四半世紀ぶりの大雨が、令和7年7月17日に発生しました。

この時、2時間で100mmに迫る記録的な雨量を観測し、市内各所で浸水被害が起こりました。



写真1 市民病院前(令和7年7月17日撮影)



写真2 昭和37年(1962年)津島市消防本部前付近での下水道本管埋設工事の掘削中の状況

本市では、昭和26年度より名鉄津島駅周辺において雨水対策を含めた下水道整備に着手しました。

さらに愛知県や地元の土地改良区と協力し、津島市民病院の東側を流れる二級河川善太川の改修や、河川や水路の排水ポンプ施設の改修等を進めてきました。

今後は、地球温暖化による影響により、従来の推計を越えた大雨の発生頻度が高まり、より甚大な浸水被害をもたらす自然災害のリスクが増えることが予測されます。

こうした事を見据え、二級河川善太川や水路の改修、また、下水道施設等の更新を行う際には、今後の大気等による被害軽減に向けて、施設能力の見直しを行う必要があります。

本市では、これらの対策を計画的・効率的に推進するため、今年度より【雨水管理総合計画】の策定に着手し、河川や水路改修、下水道等施設の更新事業を進めていきます。



写真3 昭和37年(1962年)津島市消防本部前付近での下水道本管埋設中の状況

2 雨水管線総合計画とは？

雨水の流れをよくする水路等の改修のほか、加えて「ためる」「しみこませる」などの方法を活用して、総合的に大雨による浸水を防ぎ、安全で快適な暮らしを守るための計画となるものです。

この計画では、効果的な事業の推進にあたり、「再度災害防止」、「事前防災・減災」、「選択と集中」等による浸水リスクを評価し、優先度の高い地域（重点対策地区）を設定したうえで、水路改修や下水道等を整備していくものとなります。

3 どんなことを進めるの？

- ①過去の降雨データや予測される降雨を元に、既存の下水道や排水路の能力がどの程度不足しているのかを調べ、また冠水の原因となる場所も調べます。
- ②市内をいくつかの排水区に分割し、対策の優先順位をつけます。
- ③昭和39年に供用開始した下水道本管を今後の気象変動を見据えた能力規模に対応できる規模へ改修していくよう設計します。
- ④対策全体の方向性をまとめます。

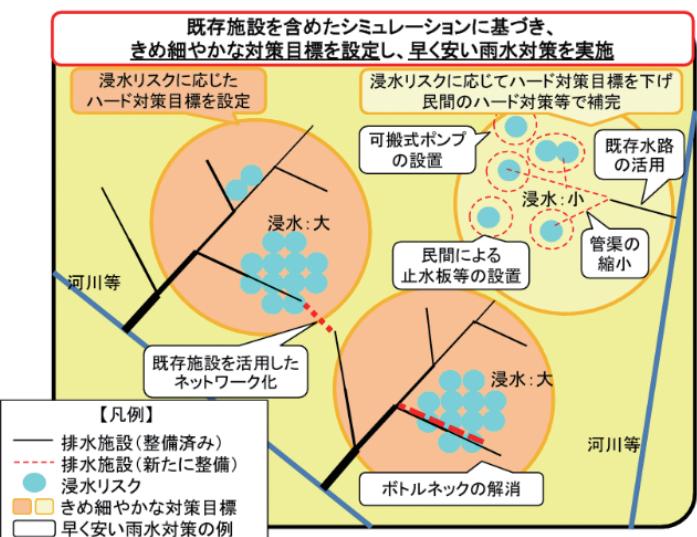


図 対策の例

出典：雨水管線総合計画策定ガイドライン（案）

4 これからの予定

令和7～8年度

計画策定のための基礎調査、津島駅周辺の冠水被害軽減を見据えた新たな下水道本管の概略設計等
令和9年度

雨水管線総合計画策定、浸水想定区域図の作成

令和10年度以降

排水路改修等の対策を実施

5 まとめ

雨水管線総合計画を策定したうえで、行政では雨水を「ためる」「しみこませる」「安全にながす」ためのハード対策をまとめ、大雨に弱い地域から浸水対策を実施していきます。

また、市民の皆さんにおいても公園や緑地の活用や、家庭ができる災害対策の備えとなるソフト対策を集めなどして、市全体で風水害に強い都市構造を創り上げていくものです。

今年度より、これら計画の策定に着手し、大雨に強く、より安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

物価高対応子育て応援手当

ID 607636782

問合 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

こども家庭庁コールセンター ☎0120-252-071(平日午前9時～午後6時)

国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」の一環で、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、**0歳から18歳までの児童手当支給対象児童**を養育する父母等に**こども1人あたり2万円を支給**します。

対象 次のいずれかに該当する方

- ①令和7年9月分(令和7年9月生まれの児童については令和7年10月分)の児童手当を津島市から受給した方
- ②令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)に生まれた児童の父母等で、津島市にて児童手当の申請を行った方
- ③公務員の方で所属先から令和7年9月分(令和7年9月生まれの児童については令和7年10月分)の児童手当を受給した方で、令和7年9月30日(火)時点で津島市に住民登録がある方
- ④公務員の方で、所属先にて令和7年10月1日(水)以降に生まれた児童の児童手当を申請した時点で、津島市に住民登録がある方
- ⑤令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)に離婚(離婚調停その他これらに準ずるもの含む)したこと、津島市において新たに児童手当の受給者となった方

※①に該当する方は原則申請不要です。2月下旬(予定)から順次児童手当の口座に振り込みます。

※②～⑤に該当する方は原則申請が必要ですが、②に該当し、かつ令和7年12月26日(金)までに児童手当の申請が済んでいる方は申請不要です。

必要書類

- ・通帳やキャッシュカードなど、受給者の口座情報が分かるもの(マイナポータルで公金口座を登録している方は不要)
- ・対象児童と別居している方は対象児童のマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)
- ・所属先の児童手当受給状況証明(公務員の方のみ)

受付期限 3月31日(火)

※令和8年3月生まれの新生児については、4月15日(水)まで

※物価高対応子育て応援手当申請書は市ホームページからダウンロードできます。

第6回親子あそび講座

ID 156893722

問合 西地区子育て支援センター

☎24-0005

日時 2月25日(水)

Aグループ 午前10時～11時

Bグループ 午前11時～正午

場所 総合保健福祉センター

内容

Aグループ ベビーヨガリズミック

Bグループ 親子ふれあい体操&リズミック

対象

Aグループ 首すわりからよちよち歩きの未就園児とその保護者13組

Bグループ あんよ期から3歳ぐらいの未就園児とその保護者13組

申込 2月12日(木)の午前9時以降に電話または直接問い合わせ先へ。



親子お菓子作り教室

～お子さんと一緒にお菓子作りに挑戦!～

問合 人権推進課人権同和・男女参画G

☎55-9364

ホワイトデーに甘いスイーツを作りませんか?

日時 3月14日(土)

午前10時～正午

場所 南文化センター2階調理室

内容 フルーツロールケーキ作り

対象 市内在住・在勤の男性保護者とこども(年中～小学2年生)

定員 8組(先着)

持ち物 エプロン、三角巾、お茶、ハンドタオル、マスク

受講料 1組600円(当日
徴収)

申込 2月2日(月)～6日(金)に
電話で問い合わせ先へ。



0歳児「子育てサポート選べる定期便」の商品申込はお済みですか?

ID 979234374 問合 幼児保育課保育G ☎24-1120

生後2ヶ月、6ヶ月、10ヶ月ごろの0歳児がいるご家庭に、おむつ等の子育て用品のお届けと子育てに関する悩みごと相談や情報提供のために、市職員が訪問します。

対象

利用申請がお済みの満1歳に達する日までの乳児を養育する保護者

申込

子育て用品を2つ選んで、訪問対象月の前月20日までに、幼児保育課窓口またはインターネットにて申し込み。

その他

- 申込期間を過ぎた手続きについては、早めに問い合わせ先へご連絡ください。
- 予告なく商品の内容や容量が変更になる場合があります。



商品イメージ



集まれ! つしまの アイドル

“つしまのアイドル”と称して、市内に在住する3歳まで*の子さんの写真を、保護者の方からいただいた、お子さんへのメッセージとともに紹介します!

*申込時点

- 申し込みは、市LINE公式アカウントの専用申込フォームからのみ受け付けています。たくさんの申し込みお待ちしています。
- ※掲載を必ずお約束するものではありません。
- ※名前の表記は、お子さん全員「ちゃん」で統一しています。



ゆうり
結例ちゃん(東柳原町)
令和5年4月生まれ
元気で優しい子に育ってほしい!
笑顔の思い出たくさん作ろうね♪



みこ
美琥ちゃん(柳原町)
令和6年5月生まれ
笑顔いっぱいこれからもすくすく
元気に育ってね!



うい
侑依ちゃん(城山町)
令和6年4月生まれ
365日全力で可愛い!
反則級の笑顔で
みんな幸せだよ♥



LINEの友だち追加は
こちらから

令和8年度就学援助

ID 172482129 申込・問合 学校教育課学校教育G ☎55-9417

経済的な理由でお子さんが小・中学校に就学することが困難なご家庭に対して、学用品費等を補助しています。

補助対象 次のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受けている(修学旅行費のみ支給対象)
- ②生活保護が停止または廃止されている
- ③個人事業税が減免されている
- ④国民年金保険料が免除されている
- ⑤児童扶養手当(ひとり親手当)が支給されている
- ⑥市民税が非課税または減免されている
- ⑦固定資産税が減免されている(罹災の場合の固定資産税減免)
- ⑧国民健康保険税が軽減または減免されている
- ⑨その他(昨年中の世帯所得について一定の所得基準に基づき審査・決定します。収入の有無にかかわらず、審査対象となる世帯の方全員の所得申告が済んでいることが条件。前年の所得が0円でも申告が必要です)

手続きに必要なもの 市ホームページまたは1月下旬に

学校から配布された「令和8年度就学援助費のお知らせ」をご覧ください。

受付 2月2日(月)～4月30日(木)

支給時期 7月・12月・翌年3月各下旬の年3回

支給額 表のとおり(参考)

※令和8年度の支給額は未確定のため、金額は異なる場合があります。

※令和7年度に入学準備金の支給認定を受けた方は、「新入学学用品費・通学用品費」以外の費目が支給対象となります。

その他 今年度に申請した方も再度手続きが必要です。



(参考)令和7年度年間支給額等

援助費目	小学校	中学校	支給時期
新入学学用品費・通学用品費	57,060円	63,000円	7月下旬
学用品費・通学用品費	1年生 11,640円 2年生以上 13,950円	1年生 22,740円 2年生以上 25,050円	7月・12月・3月各下旬
校外活動費(宿泊あり)	1回 3,690円を上限	1回 6,210円を上限	活動(旅行)終了後の支給時期 (7月・12月・3月いずれかの下旬)
校外活動費(宿泊なし)	1回 1,600円を上限	1回 2,310円を上限	
修学旅行費	22,690円を上限	60,910円を上限	7月・12月・3月各下旬
学校給食費*	1食 135円	1食 150円	

*令和7年度は給食費の無料化を行ったため、就学援助費としての支給はありませんでした。